

技術資料作成上の留意事項

工 事 名：江原橋橋梁修繕工事

技術資料の各評価項目の記述方法及び評価方法について、評価項目一覧表を次のとおり補足説明します。

1. 技術資料全般について

- (1) 全ての評価項目について提案を行ってください。
- (2) 様式の添付漏れは、提案がないと見なし、入札に参加できませんので、注意してください。
- (3) 各評価項目の実績の有無等の評価は、当該工事の入札公告日を基準として行います。
- (4) 公告３（１０）により入札が無効となる場合がありますので、注意してください。
- (5) 申請された内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合があります。この場合、下方評価はしますが上方評価は行いません。
- (6) 特定建設工事共同企業体で参加する場合、全ての評価項目について、代表者（代表者の配置予定技術者）を評価します。

2. 加算点申告書について（様式１）

- (1) 評価方法
 - ア 加算点申告書（様式１）とその他様式の記載内容に不整合がある場合は、加算点申告書（様式１）の内容を採用して審査します。
- (2) 記述方法
 - ア 「各評価項目の自己評価」欄の橙色着色のセルは、該当する項目を選択するとその「自己加算点」が表示されます。
 - イ 「各評価項目の自己評価」欄の黄色着色のセルは、数値を直接入力するとその「自己加算点」が表示されます。
 - ウ 複数の配置予定技術者を届出する場合は、「配置予定技術者の工事实績」及び「CPDの取組実績」の加算点合計が最も低い技術者について、記載してください。

3. 企業の能力等について（様式２）

- (1) 本店等所在地
 - 「本店及び建設業法上の主たる営業所」の所在地により評価します。
 - 「本店及び建設業法上の主たる営業所」の所在地に変更があった場合は、次のとおりとします。
 - ア 公告の前月から３６か月前までの期間のうち、公告月に近い「１８か月以上連続した所在地」を評価します。所在地を変更した月は、変更前の期間含みます。
 - イ 所在地の変更日及び旧所在地を様式２に記載してください。
 - ウ 所在地の変更が確認できる資料（許可行政庁の受付印がある建設業許可の変更届出書などの写し）を添付してください。

【所在地の評価方法】

(か月前)

評価期間	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	公告
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



【例 1】

18 か月以上

[illegible]

【例 2】

[illegible]

18 か月以上

- (2) 施工箇所地域における工事実績

- イ 評価対象となる工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式２に記載してください。

- ### (3) 公共施設美化活動実績

- イ 貴社が美化活動に参加しているが、その活動の申請者でない場合は、美化活動の申請者による活動証明書（貴社の美化活動への参加が確認できるもの）の写しを提出してください。

- #### (4) 災害協定の評価

- イ 「災害協定2」の「三重県との防災協定」は、次のものとします。

協定名	所管部局名	協定締結者	協定内容
三重県県土整備部 地域機関と締結した 地震・津波・風水害 等の緊急時における 運用協定	県土整備部	(一社)三重県建設業 協会各支部、(一社) 三重県測量設計業協 会、三重県各建設事 務所	「地震・津波・風水害等の緊 急時における基本協定」に基 づく、調査、災害応急工事及 び道路啓開の実施に関する運 用協定
地震災害等応急復旧 用仮設橋に関する協 定	県土整備部	(一社)日本橋梁建設 協会、三重県	仮設橋の確保
災害又は事故におけ る緊急的な応急対策 及び建設資材調達に 関する包括的協定書	県土整備部	(一社)日本建設業連 合会中部支部、国土 交通省中部地方整備 局、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、静 岡市、浜松市、名古 屋市、(独法)水資源 機構中部支社、中日 本高速道路(株)東	地震・大雨等の異常な自然現 象による公共土木施設の災害 又は事故による被害の拡大防 止と被災施設の早期復旧の緊 急的な応急対策及び建設資材 等の調達

協定名	所管部局名	協定締結者	協定内容
		京支社、中日本高速道路（株）八王子支社、中日本高速道路（株）金沢支社、中日本高速道路（株）名古屋支社、名古屋高速道路公社、三重県	
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定	環境生活部	(一社)三重県産業廃棄物協会、三重県	災害時に発生するがれき等の撤去、収集・運搬及び処分の協力
災害時の応援業務に関する協定	防災対策部	(一社)三重電業協会、三重県	災害発生時における電気設備の被災状況調査、障害物の除去、応急対策工事その他必要な電気設備に関する応急業務
災害時における電気設備の応急対策に関する協定	防災対策部	三重県電気工事業工業組合、三重県	災害時における県施設、避難所等の電気設備の点検、機能維持、復旧支援
災害時における応急対策業務に関する協定	防災対策部	(一社)三重県管工事工業協会、三重県	災害時における空調設備及び衛生設備の点検及び応急的な復旧作業
船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定	防災対策部	(公社)中部小型船安全協会、三重県	大規模地震等が発生した場合また発生するおそれのある場合における、海上における船舶による輸送等の業務にかかる協力
漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定	農林水産部	(一社)全日本漁港建設協会三重県支部 (一社)全日本漁港建設協会 三重県	漁港施設等において、災害が発生した又は発生する恐れがある場合、被災等の情報収集、速やかな応急対策の実施、機能の確保及び回復を図る
地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定	県土整備部	部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会 三重県	地震・津波・風水害等の災害発生時の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事にかかる協定
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	県土整備部	(一社)日本下水道施設業協会 三重県	自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事にかかる協定

ウ 「災害協定2の実績あり」に該当する場合は、協定書等の写し（団体が締結している場合は、入札参加者が当該協定に加入していることが分かる資料（加入証明書）の写し等も添付すること）を提出してください。ただし、協定書等に記載の住所と「三重県建設工事等入札参加資格者名簿」と住所が異なる場合は、建設業許可や変更に係る資料の写しも提出してください。

(5) 次世代育成支援活動実績

育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。(育児休業制度に関する項目、対象となる労働者の範囲等、取得に必要な手続き、期間、育児休業中の賃金の支払いの有無 等)

確認は、提出された就業規則等の写しにより行います。別に育児休業の規定等を設けている場合はその写しも提出してください。

(6) 男女共同参画活動実績

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に受理されている場合に評価します。

確認は、一般事業主行動計画策定届の写しにより行います。

入札公告日が、労働局の受付印の日付以降かつ計画期間に含まれている場合に評価します。入札公告日が計画期間であっても、受付印の日付以降でない場合は評価しません。

(7) 障がい者雇用実績

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。

確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、提出された法定雇用が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出した公告時点で最新の障害者雇用状況報告書等)の写しにより行います。

それ以外の企業の場合は、雇用の有無を評価します。短時間労働者(所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)の障がい者のみの雇用でも評価の対象とします。

確認は、提出された雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳番号等により行います。なお、その者の常時雇用(3ヶ月以上)が確認できる書類(保険証等の写し)も併せて提出してください。

(8) 環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)

「ISO14001 及び三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS)」については、認証取得の有無により評価します。

確認は、提出された評価機関による登録証等の写しにより行います。その際、認証されていることのわかる資料(付属書等)も添付してください。

ただし、ISO14001 は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価します。(付属書の添付等)

(9) 人権に関する取り組み実績

ア 三重県が開催する人権に関する研修の受講実績の場合

入札参加者に所属する 1 名以上の者が、三重県が開催する人権に関する研修を受講している場合に評価します。

人権研修受講確認申請書(確認書)の写しを提出してください。

入札公告日において、受講者が入札参加者に 3 か月以上所属していることが確認できる書類(監理技術者資格者証の写し、健康保険被保険者証等の写し、又はこれらを保有しない者は雇用証明書など)も併せて提出してください。ただし、企業の代表者の場合、提出は不要です。

イ 職業安定法に基づく公正採用選考人権啓発推進員設置の場合

入札参加者が、公正採用選考人権啓発推進員(以下推進員といいます。)を設置している場合に評価します。

入札参加者が県外企業である場合は、入札参加者に推進員が不在であるが、本店などの自社に推進員を設置している場合も評価します。

公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書の写しを提出してください。

入札公告日において、推進員が入札参加者に 3 か月以上所属していることが確認できる書類(監理技術者資格者証の写し、健康保険被保険者証等の写し、又はこれらを保有しない者は雇用証明書など)も併せて提出してください。ただし、企業の代表者の場合、提出は不要です。

(10) 「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Web ページへの登録

ア 当該工事の入札に参加する者が、「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサ

- イト」Web ページにインターンシップ受入情報を登録している場合に評価します。
- イ Web ページ登録項目のうち「所在地、業種、受入対象、受入期間、受入人数」の項目がすべて記載されている場合に評価します。
- ウ「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」の「受入事業所」の Web ページを印刷して提出してください。

(11) 現場見学会等の開催実績の評価

- ア 現場見学会、出前講座および実習授業の開催実績を評価する、それぞれの対象等は下記のとおりです。

	現場見学会	出前講座	実習授業
開催目的	社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めること目的に、授業の一環として開催		
対象となる教育機関	三重県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校	三重県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校	三重県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校
対象規模	10名以上 ただし、10名以上の参加が見込めない場合（小規模な学校や学校側との調整の結果）は、参加者が10名未満でも評価します		
対象期間	平成29年度から当該工事の入札公告日まで		
対象工事	当該工事の入札に参加する者が、単独又は共同企業体構成員として受注した三重県内の工事（官民の別は問いません）	—	—
評価条件	入札参加者が現場見学会会場となった工事の受注者（元請）であった場合	出前講座に入札参加者に所属する者が講師として参加した場合	実習授業に入札参加者に所属する者が講師として参加した場合
申告に必要な資料	下記資料の写しを提出してください。 ・工事名、開催日時、企業名、対象とした教育機関及び教育機関からの参加人数がわかる資料、 ・現場見学会で配布した説明資料 ・開催状況写真 ・参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかったことがわかる資料 ※10名以上の参加が見込めなかったと認められない場合は評価しません。	下記資料の写しを提出してください。 ・開催場所、開催日時、企業名、対象とした教育及び教育機関からの参加人数がわかる資料 ・出前講座で配布した説明資料 ・開催状況写真 ・参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかったことがわかる資料 ※10名以上の参加が見込めなかったと認められない場合は評価しません。	下記資料の写しを提出してください。 ・開催場所、開催日時、企業名、対象とした教育及び教育機関からの参加人数がわかる資料 ・実習授業で配布した説明資料 ・開催状況写真 ・参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかったことがわかる資料 ※10名以上の参加が見込めなかったと認められない場合は評価しません。

- イ 授業の一環とは、学校の授業の1つと位置付けられて行われるもので、始業前や放課後ではなく、授業中の時間に行われるものを対象とします。
- ウ 小規模な学校とは、全学年の生徒が参加しても10名に満たない学校をいいます。

(12) 企業の工事实績

- ア 評価対象工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式2に記載してください。
- イ 評価対象工事のコリンズの写しを提出してください。
- ウ コリンズの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。
- エ 評価項目一覧における「評価対象工事」は、入札公告における競争参加資格の「同種工事」とは異なりますので、注意してください。

(13) 品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)

「ISO9000S」については、認証取得の有無により評価します。

確認は、提出された評価機関による登録証等の写しにより行います。その際、認証されていることのわかる資料（付属書等）も添付してください。

ただし、ISO9000S は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価します。（付属書の添付等）

(14) 受注工事高（1級技術者1人あたりの公共機関等発注の契約金額2千5百万円以上の土木一式工事の契約金額）

ア 様式1で受注工事高評価の自己加算点を0点で申告の場合は、様式2の受注工事高に関する欄への記載は不要です。

イ 対象となる工事の工事名称、当初契約の工期、当初契約金額などを様式2に記載してください。

（ア）単年度契約工事の当初契約金額は、当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までに当初契約を締結した土木一式工事の元請けとしての契約金額とします。

（イ）複数年契約工事の当初契約金額は、当初契約工期が当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む土木一式工事の元請けとして、当初契約金額を当初契約における全体工期日数と当該年度分の工期日数の割合に応じた額とします。

（ウ）共同企業体工事の場合は、（ア）又は（イ）の額に出資比率を乗じた額とします。

ウ 土木一式工事に係る1級技術者数を様式2の【当該業種に係る1級技術者数】欄に記載してください。

（ア）土木一式工事に係る1級技術者は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事に係る1級技術者数とします。

（イ）入札公告日時点で、上記名簿に記載されている1級技術者を下回った場合は、現況の1級技術者数を記載してください。

エ 様式2で自動計算される「受注工事高」を加算点申告書（様式1）の【受注工事高】欄に記載してください。

オ コリンズで記載内容の確認ができない場合は、契約書の写しなどを提出してください。

4. 技術者の能力について（様式3）

(1) 技術者の能力に関する共通事項

- ア 様式3に配置予定技術者の氏名を記載してください。
- イ 「配置予定技術者の工事实績」及び「CPDの取組実績」のいずれも有しない場合でも、配置予定技術者の氏名を記載してください。
- ウ 技術資料の評価項目における「評価対象工事」は、入札公告における競争参加資格の「同種工事」とは異なりますので、注意してください。
- エ 配置予定技術者を複数届出する場合は、様式3を複写してそれぞれ技術者ごとに記載してください。
- オ 配置予定技術者を複数届出する場合は、「配置予定技術者の工事实績」及び「CPDの取組実績」の加算点合計が最も低い技術者を評価します。

(2) 配置予定技術者の工事实績

ア 評価対象工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式3に記載してください。

- イ 評価対象工事のコリnzの写しを提出してください。
- ウ コリnzの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。
- エ 評価対象工事が余裕期間制度を適用した工事である場合は、契約書の写し等の余裕期間制度の実工期がわかる資料も合わせて提出してください。
- (3) 配置予定技術者のCPD（継続学習制度）取組実績
 - ア 認定団体が設定している1年間の推奨単位を様式3の【推奨単位数】欄に記載してください。
 - イ 年度ごとに取得単位を様式3の【取得単位数】欄に記載してください。
 - ウ 認定団体が発行した、年度ごとの取得単位が確認できる証明書の写しを添付してください。

5. 技術提案について（様式4、5）

- (1) 記述方法
 - ア 項目1～3について、工事を行う上での留意点とその理由をそれぞれ3つ以内で評価項目一覧に指定する様式に記述してください。
 - イ 各項目の留意点①～③は、それぞれ5行以内で記述してください。5行を超えて記載された留意点は、評価の対象としません。
 - ウ 文字の大きさは、10ポイントとします。
 - エ 行の挿入及びセルサイズの変更は、不可とします。
 - オ 項目4「工程管理」については、様式5の工程表を作成してください。
- (2) 評価方法
 - ア 発注者が評価項目一覧に示す4項目について、当該工事への適合性の観点から評価します。
 - イ 各項目を評価基準に基づいて採点し、その合計を1テーマの加算点とします。
 - ウ 記述がない項目は、評価基準の最下位の評価とします。
 - エ 技術提案は、工事を行う上での留意点の記述を求めるものであり、具体的に実施する対策等を記述する必要はありません。対策等を記述しても、その部分は評価の対象としません。
- (3) 評価結果
 - ア 入札参加者は、落札決定後に自社分の技術提案の項目毎の評価結果の情報提供を発注者に求めることができます。ただし、その者が落札決定時において、競争参加資格がないと認められた場合は、情報提供しません。
 - イ 情報提供を求める場合は、落札決定後に総務課窓口に申し出てください。
- (4) 技術提案の取り扱い
 - 提案は、その内容を現場着手前打合せ時等に受発注者での確認を行い、また施工中においても必要に応じ確認・調整等を行うものとします。

6. ヒアリングについて

- (1) 評価方法
 - ア 複数の配置予定技術者がヒアリングに出席した場合は、最も評価の低い技術者の評価を採用します。
 - イ 配置予定技術者以外の者が、説明又は回答しても評価の対象としません。
- (2) 実施方法
 - ア 配置予定技術者の工事監理能力等を確認するために質問します。なお、技術提案の内容についても説明を求める場合があります。
 - イ 評価対象となる配置予定技術者が説明し、回答してください。
 - ウ ヒアリングの際、技術提案の記述内容を補足するための資料を使用することは認めます。ヒアリング会場内にホワイトボード（縦90cm×横180cm）を設置します。ただし、パソコンやプロジェクター等の機器を使用することは、時間の都合上、認めません。
 - エ 配置予定技術者が出席できない場合は、配置予定技術者の代わりに会社を代表

する者の出席を認めます。なお、代わりの者も出席できない場合は、入札を無効とします。

オ 配置予定技術者以外でヒアリングに出席できる者は、自社の社員（役員を含む）に限り、最大2名までとします。

カ 複数の配置予定技術者を届出している場合は、届出した全員の出席を求めます。

キ ヒアリング時に配置予定技術者を1名に絞る場合は、それ以外の配置予定技術者に出席を求めません。

7. 評価方法について

各評価項目の評価にあたっては、提出資料により判断できない場合は加点しません。

ただし、技術資料の事後審査において、落札候補者に対して追加資料の提出を求めることがあります。